

(2) 運動障害について

せき柱の運動障害については、その障害の程度を頸部及び胸腰部の可動域制限の程度等により評価することとしました。

ア せき柱に著しい運動障害を残すもの(第6級の4)

次のいずれかにより頸部及び胸腰部が強直^{※2}したもの

- 頸椎及び胸腰椎のそれぞれにせき椎圧迫骨折等が存しており、そのことがエックス線写真等により確認できるもの
- 頸椎及び胸腰椎のそれぞれにせき椎固定術が行われたもの
- 頸背腰部軟部組織全体に明らかな器質的变化が認められるもの

※2 「強直」については、5の(4)(11ページ)を参照

イ せき柱に運動障害を残すもの(第8級の2)

次のいずれかにより、頸部又は胸腰部の可動域が参考可動域角度の1/2以下に制限されたもの

- 頸椎又は胸腰椎にせき椎圧迫骨折等が存しており、そのことがエックス線写真等により確認できるもの
- 頸椎又は胸腰椎にせき椎固定術が行われたもの
- 頸背腰部軟部組織に明らかな器質的变化が認められるもの

(3) 頸部と胸腰部のそれぞれに障害がある場合について

次の例のように、頸部と胸腰部のそれぞれに障害がある場合は併合の方法により準用して定めた等級が障害等級となります。

- 頸部及び胸腰部のいずれにも第8級の2の障害を残す場合は準用第7級となります。
- 頸部に第11級の5の変形障害を残し、胸腰部に第8級の2の運動障害を残す場合は準用第7級となります。

(4) 荷重障害について

荷重機能の障害については、その原因が明らかに認められる場合であって、そのためには頸部及び腰部の両方の保持に困難があり、常に硬性補装具を必要とするものは第6級を、頸部又は腰部のいずれかの保持に困難があり、常に硬性補装具を必要とするものは第8級をそれぞれ準用することとしました。